
第1回 日吉津村議会定例会会議録 (第5日)

平成29年3月21日 (火曜日)

議事日程 (第5号)

平成29年3月21日 午後1時30分 開議

- 日程第 1 陳情第 1号 「沖縄の声に共鳴して地方自治の堅持を日本政府に求める意見書」の採択を求める陳情について
(教育民生常任委員長審査報告)
- 日程第 2 陳情第 2号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書について
(総務経済常任委員長審査報告)
- 日程第 3 陳情第 3号 テロ等組織犯罪準備罪(共謀罪)の創設に反対する陳情書について
(総務経済常任委員長審査報告)
- 日程第 4 議案第 2号 専決処分の承認を求めることについて(平成28年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算(第7回))
- 日程第 5 議案第 3号 日吉津村長の給与の特例に関する条例について
- 日程第 6 議案第 4号 日吉津村行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例について
- 日程第 7 議案第 5号 日吉津村農業委員会の委員の定数等に関する条例について
- 日程第 8 議案第 6号 日吉津村特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 7号 日吉津村公聴会参加者等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 8号 日吉津村個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 9号 日吉津村非常勤職員及び臨時的任用職員の任用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 10号 日吉津村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第 13 議案第 11 号 日吉津村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議案第 12 号 日吉津村長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15 議案第 13 号 日吉津村教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16 議案第 14 号 日吉津村特別会計条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17 議案第 15 号 日吉津村税条例等の一部を改正する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 18 議案第 16 号 日吉津村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 19 議案第 17 号 日吉津村特別医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 日程第 20 議案第 18 号 日吉津村公共下水道使用料の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 21 議案第 19 号 平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 8 回）について
- 日程第 22 議案第 20 号 平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 回）について
- 日程第 23 議案第 21 号 平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 回）について
- 日程第 24 議案第 22 号 平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 回）について
- 日程第 25 議案第 23 号 平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算について
- 日程第 26 議案第 24 号 平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計予算について
- 日程第 27 議案第 25 号 平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 28 議案第 26 号 平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第 29 議案第 27 号 平成 29 年度鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計予

算について

- 日程第 30 議案第 28 号 日吉津村と鳥取県との間の地方公共団体における情報通信技術の共同化に関する事務の委託に関する規約の締結に関する協議について
- 日程第 31 発議第 1 号 日吉津村議会基本条例について
- 日程第 32 発議第 2 号 日吉津村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 33 発議第 3 号 テロ等組織犯罪準備罪（共謀罪）の創設をしないよう求める意見書について
- 日程第 34 議案第 29 号 日吉津小学校屋内運動場空調整備（防災機能強化）設備工事請負契約について
- 日程第 35 議案第 30 号 日吉津小学校屋内運動場空調整備（防災機能強化）電気工事請負契約について
- 日程第 36 総務経済常任委員会の閉会中の継続審査について
- 日程第 37 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 38 広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 39 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 陳情第 1 号 「沖縄の声に共鳴して地方自治の堅持を日本政府に求める意見書」の採択を求める陳情について
(教育民生常任委員長審査報告)
- 日程第 2 陳情第 2 号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書について
(総務経済常任委員長審査報告)
- 日程第 3 陳情第 3 号 テロ等組織犯罪準備罪（共謀罪）の創設に反対する陳情書について
(総務経済常任委員長審査報告)
- 日程第 4 議案第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 7 回））
- 日程第 5 議案第 3 号 日吉津村長の給与の特例に関する条例について

- 日程第 6 議案第 4 号 日吉津村行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例について
- 日程第 7 議案第 5 号 日吉津村農業委員会の委員の定数等に関する条例について
- 日程第 8 議案第 6 号 日吉津村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 7 号 日吉津村公聴会参加者等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 8 号 日吉津村個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 9 号 日吉津村非常勤職員及び臨時的任用職員の任用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 10 号 日吉津村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議案第 11 号 日吉津村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議案第 12 号 日吉津村長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15 議案第 13 号 日吉津村教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16 議案第 14 号 日吉津村特別会計条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17 議案第 15 号 日吉津村税条例等の一部を改正する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 18 議案第 16 号 日吉津村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 19 議案第 17 号 日吉津村特別医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 日程第 20 議案第 18 号 日吉津村公共下水道使用料の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 21 議案第 19 号 平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 8 回）について
- 日程第 22 議案第 20 号 平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 回）について

- 日程第 23 議案第 21 号 平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算
(第 2 回) について
- 日程第 24 議案第 22 号 平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算
(第 3 回) について
- 日程第 25 議案第 23 号 平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算について
- 日程第 26 議案第 24 号 平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計予算
について
- 日程第 27 議案第 25 号 平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計予算につい
て
- 日程第 28 議案第 26 号 平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計予算につい
て
- 日程第 29 議案第 27 号 平成 29 年度鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計予
算について
- 日程第 30 議案第 28 号 日吉津村と鳥取県との間の地方公共団体における情報通信技術の共同
化に関する事務の委託に関する規約の締結に関する協議について
- 日程第 31 発議第 1 号 日吉津村議会基本条例について
- 日程第 32 発議第 2 号 日吉津村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例について
- 日程第 33 発議第 3 号 テロ等組織犯罪準備罪(共謀罪)の創設をしないよう求める意見書につ
いて
- 日程第 34 議案第 29 号 日吉津小学校屋内運動場空調整備(防災機能強化)設備工事請負契約に
ついて
- 日程第 35 議案第 30 号 日吉津小学校屋内運動場空調整備(防災機能強化)電気工事請負契約に
ついて
- 日程第 36 総務経済常任委員会の閉会中の継続審査について
- 日程第 37 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 38 広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 39 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
- 追加日程第 1 発議第 4 号 沖縄の声に共鳴して地方自治の堅持を日本政府に求める意見書の提出

について

出席議員（10名）

1番 河 中 博 子	2番 景 山 重 信
3番 松 本 二三子	4番 加 藤 修
5番 三 島 尋 子	6番 江 田 加 代
7番 山 路 有	8番 井 藤 稔
9番 松 田 悦 郎	10番 橋 井 満 義

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 高 森 彰 書記 森 下 瞳

説明のため出席した者の職氏名

村長 石 操	総務課長 高 田 直 人
住民課長 清 水 香代子	福祉保健課長 小 原 義 人
建設産業課長 松 嶋 宏 幸	建設産業課参事 益 田 英 則
教育長 井 田 博 之	教育課長 松 尾 達 志
会計管理者 前 田 昇	

午後1時30分 開議

○議長（橋井 満義君） 開会いたします。ただいまの出席議員数は10名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

日程第1 陳情第1号

○議長（橋井 満義君） 日程第1、陳情第1号沖縄の声に共鳴して地方自治の堅持を日本政府に求める意見書の採択を求める陳情についてを議題といたします。

本陳情は本会議において、教育民生常任委員会に審査を付託しておりますので、教育民生常任委員長から審査経過と結果の報告を求めます。

松本委員長。

○教育民生常任委員長（3番 松本 二三子君） 教育民生常任委員長の松本です。教育民生常任委員会に付託されました陳情の審査内容の報告をいたします。3月8日水曜日、午前9時より委員会室において、井藤、山路、江田、松田、松本の委員全員で慎重審議を行い、決定した結果を報告いたします。

陳情第1号、沖縄の声に共鳴して地方自治の堅持を日本政府に求める意見書の採択を求める陳情は不採択となりました。

この陳情は、沖縄の民意を真摯に受け止め日本国憲法が補償する地方自治体の本旨に基づき、住民自治と団体自治を柱とする地方自治を堅持することを求める、沖縄の声に共鳴して、地方自治の意見書を関係行政庁に提出して下さいというものです。これに対して委員から出された意見をお伝えいたします。

沖縄の声に共鳴してとあるが、沖縄県全体の意見なんだろうかと感じる。言われるように本当に地方自治の危機なのかとも思える。沖縄県民は現状維持を望んでいるのではないか。民意を表しているとは思えない。翁長沖縄県知事は国に許可をした仲井真前知事に10万票の差をつけて勝利している。国と地方自治は平等である。今の国の状況では、国だけでなんでも決まってしまう。沖縄に基地があるから攻めてこないというのはうそである。沖縄振興予算も戦後は財政支援をしていたが、今は減少している。歴史も絡んでいるので簡単には言えないが、地方自治がおかされないよう戦前の失敗を繰り返さないためにも、ブレーキが必要と考える。沖縄県の100パーセントの民意ではない。石垣島の八重山日報の辺野古住民アンケートでは移設容認40パーセント、反対は20パーセントである。翁長知事は日米の安全保障を拒否しているわけではない。中国の動向、北朝鮮のミサイル等のことを考えると、国防のために沖縄の基地がより一層必要となる。基地がなくなったフィリピンは中国に侵入されている。沖縄だけでなく、各都道府県に関連施設はある。日本全体の沖縄として沖縄が豊かになるようにしなければいけない。全国128ヵ所に米軍の関連施設がある。北朝鮮のミサイル問題から攻撃されるのではないかと、沖縄だけではなく全国の国民が不安を感じている。中国との関係も悪化させている。昨年8月に議会から沖縄へ視察をし

た。今後このような陳情が出る可能性を踏まえての現状視察であった。同時に視察をした沖縄県読谷村の子どもたちが日吉津小の児童と交流学習していることもあり、沖縄には親近感を持っている。陳情が採択され、意見書を出しても何も変わらないのではという思いもあるが、注意喚起し立ち止まる必要もある。沖縄県民の気持ちを受け止めてあげたい。陳情を付託されたことで沖縄の問題等について委員会で考える機会をもらい討議できてよかった。沖縄視察での経験も生かすこともできたと考える。沖縄は基地問題のほかにも問題があると聞く、人が生活する地域として発展し、活性化するよう提案すべきなどの意見があり、賛成多数で不採択となりました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋井 満義君） 報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（橋井 満義君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論については委員長報告に反対、そして賛成の順に許可をいたします。まず反対討論ありませんか。

山路議員。

○議員（7番 山路 有君） 7番、山路です。陳情第1号沖縄の声に共鳴して地方自治の堅持を日本政府に求める意見書の採択を求める陳情について、ただいまの委員長報告は不採択、この審査結果に反対し同陳情に賛成の立場で討論いたします。

同内容の陳情は一昨年12月定例会にも提出され、付託された常任委員会では不採択、本議会では一転し採択となった異例の案件であります。このような状況もあり、昨年6月行財政調査特別委員会行政視察に関する協議の席上、今後同陳情内容に関連した陳情は必ず提出されるので、議会基本条例策定にあたっての行政視察とかねて、沖縄県にすべきであると述べさせていただいたところであります。この提案について行政、議員の各位のご理解のもと、昨年8月22日から24日の2泊3日の日程で実現した経過があります。ご理解をいただきました皆様方に感謝申し上げたいというふうに思います。

一昨年12月採択したことにより、国に意見書を提出させていただいた経過があります。内容として、過去の悲しい歴史と沖縄県民の苦しみに応える施策を求めた意見書を、日本政府に提出させていただいた経過があります。しかし、数の力にものを言わせる政府与党の強引さは目に余るものがあります。このたびの同陳情、不採択にするならば政府の施策はますますエスカレートし、

地方自治を根底から覆すことになりかねません。今決してエスカレートする施策は沖縄だけではありません。現実には6年前に発生した東日本大震災、福島県圏域の一部の被災者支援、地方の声を無視して一方的に支援が打ち切れようとしている状況もあります。わたくしたち地方議員として叶わぬことかも知れませんが、少なくともここでわが議会として同陳情を採択し、このエスカレートする施策に猛省を求めることこそ沖縄県民の過去の悲しい歴史にむくいるものであり、また地方自治を堅持する立場にある地方議員の使命ではないでしょうか。

結果的に新基地移転が完了しようとも経過の中で県民の気持ちに寄り添い、また相手の立場にたった議論が必要ではないでしょうか。これこそが民意に応える姿でないでしょうか。

感情論だけで物事を推し進めれば将来必ず後悔する施策、取り返しのつかない施策となることは目に見えております。

最後になりますが、先ほど委員長報告にもありましたように、当委員会でも活発な論議がなされたことは、沖縄県の視察で得るものが多かった結果と考えます。しかし、より理解を深めるために計画された視察、また万全を期して情熱をもった現地添乗員の方を配した視察でありましたが、付託された常任委員会での見解の相違は乗り越えることができませんでした。

以上の理由を述べ、委員長審査結果不採択に反対し、同陳情に賛成の立場で討論いたします。皆さんのご賛同をよろしくお願いします。終わります。

○議長（橋井 満義君） つぎに賛成討論はありますか。

松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） 9番、松田です。わたしは陳情第1号の委員長報告不採択に対し、賛成の立場で討論いたします。

この陳情は沖縄の声に共鳴して地方自治の堅持を日本政府に求め、沖縄は辺野古新基地や米軍基地建設の強硬で、日本国憲法で補償された地方自治の危機であるとの陳情です。

この陳情は沖縄の辺野古新基地移転や、米軍基地建設の強硬は日本国憲法で保障された地方自治の危機であると言われていますが、そもそも地方自治とは、その地域の住民の意思に基づいて行わなければならないとなっています。

ここで、地方自治である住民の意思に基づくものの一つに選挙結果もありますので、最近行われました沖縄市長選挙について、結果を報告しながら地方自治として、沖縄住民の民意について述べてみたいと思います。

最初に、28年1月に行われた宜野湾市長選挙がありました。この宜野湾市には、辺野古移設問

題の原点である、海兵隊の世界一危険な基地である普天間飛行場があり、全国でも大きな注目をされた選挙でもありました。辺野古移設反対を主張したオール沖縄の志村氏に対し、自民党、公明党の推す佐喜真氏は地域振興政策の充実を訴えて戦われました。得票率は68.72パーセントで前回の選挙より4.82と増えたことを受け、結果的には予想を大きく覆す結果で、自民党、公明党が推す佐喜真氏が当選をされました。この結果で宜野湾市民は普天間飛行場の返還と、その跡地の活用を実施してほしいということでしょうか。

次に、今年1月宮古島市長選挙が行われました。陸上自衛隊配備の賛否が大きな争点として問われた選挙であり、得票率は68.23パーセントでありました。結果的に陸上自衛隊配備を受け入れる結果で、ここでも自民党が推薦した下地氏が当選されました。

次に今年の2月に浦添市長占拠が行われ、この選挙は翁長知事代理選挙と言われたり、那覇市にある米軍那覇公安施設の浦添市移設の是非も争点でありました。得票率は61.37パーセントということで、ここでも自民党、公明党が推薦した松本氏が当選されました。このように直近の選挙結果はことごとく翁長知事がひきいるオール沖縄の連敗が続いております。ここで最大の民意が示されている現状として、沖縄県には11の市がありますが、那覇市と名護市を除く9の市町が、政権側と協調関係にあるということです。このように地域の声、県民の思い、沖縄県の民意として沖縄のことは沖縄県民が一番よく理解をされているのではないのでしょうか。この沖縄県の現状を述べながら委員長報告の不採択に対し、賛成討論といたします。

皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（橋井 満義君） ほかに討論はありませんか。

松本議員。

○議員（3番 松本 二三子君） 3番、松本です。わたしは陳情第1号、沖縄の声に共鳴して地方自治の堅持を日本政府に求める意見書の採択を求める陳情の委員長報告に賛成の立場で討論させていただきます。

報告の中にもありましたが、平成26年8月沖縄に視察に行きました。今回この陳情が出されて、今までは文字や部分的な写真でしか見るができなかったものが、自分の目で確かめて感じたことで、より深い考察ができたと思います。その上でわたしは、意見書は提出すべきではないと思いました。国策だから村議会から口を出すことではないという考えもあります。国、県、市町村とそれぞれ立場もありますし、わたしたちは村民の利益を一番に考える必要があるからです。村民の代表としてとなると身が引き締まる思いです。

それではよそのことだから、沖縄のことだから知らない、どうでもいいということでは決してありません。沖縄に行き別の視点から見たことで、沖縄イコール基地問題ではないこと。国土の0.6パーセントの広さの沖縄でもいろいろな顔を持っていることがわかりました。観光地としての沖縄、普通に人が生活している沖縄です。辺野古はずっと普天間基地の移設予定地として見られてきました。なかには基地はないならいい方がいいと言いつつ、立場としては条件付き容認の側に立っている人もあります。その人がやりたいのは町づくりだそうです。町づくりをして地域を活性化させるなどの施策は、本来国土交通省予算などでもできるはずと思いますが、辺野古の場合再開発をしようとして行政や政府から予算を引き出そうとすると、普天間基地移設問題に直結してしまいます。

基地問題の辺野古ばかりが表に立ち、地方の一地域である辺野古が影になってしまっているからです。ゲート前の辺野古は辺野古であって辺野古ではない、そこが辺野古だと見られることで辺野古に住む人たちの声が届きにくくなっていることも事実です。教育、就労問題なども多いと聞きます。もっと違う視点で沖縄を活性化させるよう働きかけるべきだと感じました。

今回、民意という言葉が多く使われました。いろいろな意見があつて当たり前とは思いますが、皆さんのご賛同をよろしくお願い致します。

○議長（橋井 満義君） ほかに討論はありませんか。

井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 8番、井藤でございます。陳情第1号につきまして委員長報告に賛成し、原案不採択の立場で討論させていただきます。

わたくしは基本的な考えといたしまして、これだけグローバル化した世界では一國平和主義は無理であり、国連を舞台にした積極的な平和主義を展開していくことが必要と考えております。この点につきましては、さきほどありました一昨年の12月定例会でも申し上げているところであります。その際名護市辺野古への基地移転に反対する陳情があつた同じ内容の陳情がございました。陳情者は別の方でありますけれども、わたくしは委員会でも不採択の意見を申し上げ、逆に本会議では賛成多数で委員会での不採択とは逆に採択となった経緯がございます。

この陳情審査の中で、採択の大きな理由となりました沖縄の民意をどのように判断するのかでひとつはあつたと思います。当時の選挙結果などから判断されたように記憶いたしております。この陳情後のわたしにはやはり沖縄の民意に関する判断は正しかったんだろうかということと、もう一点は防衛や外交など国の専管事項、選管事務で国と地方との意見が真っ向から対立する場

合どう判断すればいいのかという二つの大きな問題点が残りました。その後この二点に関し判断を深める絶好の機会をえることが実はありました。さきほど同僚議員の話もありましたように、実際に沖縄の方に行かしていただいた経緯もございます。実際にこの目で沖縄の基地や反対派の団結小屋などを確認することができました。

二つ目が、辺野古の埋め立て許可の取り消しを巡り、国と沖縄の訴訟で最高裁のいわゆる判決が出たことであります。ご案内のとおり国の勝訴でありました。

三つ目が、翁長知事をはじめ沖縄関係者の発言内容を、書籍等で確認する機会がございました。時間をもつことができました。そこでその結果として、わたしは次のように考えております。

まず一点が、沖縄の民意に関する判断でございます。沖縄を代表する翁長知事は、キャッチフレーズとしてオール沖縄、イデオロギーよりアイデンティティーということをおっしゃっております。考え方が左か右よりも、沖縄県民が一体となって基地問題を解決していこうということであろうかと思ひますし、イデオロギーよりまず沖縄の権威を高めようということであろうかと思ひます。

戦後日本政府は、日米同盟を基軸とする安全保障体制をとってきております。翁長知事もこのことを否定してはしません。しかし、キャッチフレーズからして、日米同盟自体を否定する人も当時の選挙結果から見て、知事の辺野古への移設反対勢力となっているとこのようにわたしは判断しております。

しかし、辺野古への移転反対の声がある一方で、辺野古への移転に賛成し、尖閣をめぐる動向などから、中国などへの脅威を感じている人も多くあるということがわかってまいりました。尖閣諸島への距離が百数十キロと本当に近いところにあり、また沖縄本島の方がむしろ遠いという八重山諸島ですが、与那国町あるいは竹富町、石垣市などであります。ここでは日常の生活の中で、中国へ脅威すら感じている人が多くおられることがわかりました。

石垣島にある新聞社八重山日報の編集長の仲信城誠さんは著書のなかで、翁長知事と沖縄メディアが反日・親中、これとタッグ組んで暴走しとるという表現をされております。

二つ目に、行政訴訟の判決についての判断について話させていただきたいと思ひます。国が勝訴となった福岡高裁那覇支部や、最高裁の上告棄却などから次のように判事しております。国にとっては防衛、外交上、県にとっては歴史的経緯を含めた基地問題で、双方の意見が真つ向から対立し、一歩も引かない問題に対しては互譲の精神により、双方にとって多少なりともましな解決策を合意することが本来対等協力関係にある地方自治の精神から望ましいと述べた上で国に訟

訴の判断を上げておられます。

この判決後、翁長知事から知事権限に基づく行政処分が引き続き発される様相でありましたが、少しトーンダウンしたようにわたくしは感じております。そしたらどうするかということでありますけれども、わたくしは次のような展望を持っております。この問題の解決のカギを握るのは、わたくしは沖縄の人ではない。むしろわれわれ本土の人間だと、本土の者だとこのように考えております。

先ほども同僚議員の話の中にもありましたけれども、安全保障は日本全体の問題であります。先日の北朝鮮から、ミサイル4発が秋田県の男鹿半島沖 200 キロの沖合に着弾するようなこともございました。このようなことを考えれば、翁長知事が言われるオール沖縄ではなく、やはりオールジャパンとして対応していくことが必要であろうとこのように考えます。オールジャパンの視点にたった活動により、沖縄の基地負担の軽減も徐々に諮られていくものと考えます。

現在防衛や防災に備え、オスプレイの分散配置の検討が進められています。これはホームページにも出ておりますけれども、千葉県の本更津駐屯地における日米オスプレイの共同整備、横田飛行場配備に関する環境レビュー、岩国基地における体験搭乗、佐賀県有明海における飛行に伴う環境調査などに見られるところであります。これらの動きは、今後沖縄の負担軽減につながっていくものと考えます。このままでは沖縄にとっては、わたしは不幸だと思います。沖縄の基地問題解決には決してつながりません。まずは辺野古への移設により、普天間基地の危険性を除去することが必要と考えます。

以上の考えで原案不採択ということで討論させていただきました。同僚議員の賛同よろしくお願ひします。

○議長（橋井 満義君） ほかにありませんか。ほかに討論かないようですので、これで討論を終わります。

これから陳情第1号を採決いたします。本陳情に対する委員長の報告は不採択とすべきものがあります。したがって、原案について採決をいたします。

本陳情に対する委員長の報告は不採択とすべきものであります。したがって原案について採決をいたします。本陳情を採択することに賛成の方の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（橋井 満義君） 起立多数と認めます。したがって、陳情第1号は原案のとおり採択することに決定をいたしました。

日程第 2 陳情第 2 号 及び 日程第 3 陳情第 3 号

○議長（橋井 満義君） お諮りします。日程第 2 から日程第 3 まで、総務経済常任委員長審査報告でありますので、一括議題としたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（橋井 満義君） 異議なしと認めます。したがって日程第 2、陳情第 2 号最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める陳情書、日程第 3、陳情第 3 号テロ等組織犯罪準備罪（共謀罪）の創設に反対する陳情書を一括議題といたします。

本陳情は、本会議において総務経済常任委員会に審査を付託しておりましたので、総務経済常任委員長から審査経過と結果の報告を求めます。

加藤総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（4 番 加藤 修君） 4 番、総務経済常任委員長の加藤です。総務経済常任委員会陳情審査報告、日時は 3 月 8 日 13 時 30 分より委員会室において委員 5 名、事務局長 1 名の 6 名で慎重審議を行いました。

陳情第 2 号最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める陳情書、政府決断において最低賃金をすぐに 1,000 円以上に引き上げることなどの内容であります。

平成 26 年の 6 月、平成 28 年の 3 月に同様の陳情が出され、いずれも趣旨採択となった陳情であります。陳情の内容どおり採択すべきが 1 名、言われることはわかるがすぐに 1,000 円引き上げるのは無理であるなどの意見で趣旨採択 3 名、よって趣旨採択とすべきとなりました。

陳情第 3 号、テロ等組織犯罪準備罪（共謀罪）の創設に反対する陳情書、市民活動を監視し制限を掛けるものであるなどの意見で採択 3 名、現在国会で審議中であり内容が不確定の中、判断するのは時期早尚などの意見で継続審査 1 名、よって採択すべきとなりました。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（橋井 満義君） 以上、報告が終わりましたので委員長報告に対する質疑を行います。

質疑からは各陳情ごとに行います。

陳情第 2 号の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（橋井 満義君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（橋井 満義君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから陳情第2号を採決いたします。本陳情に対する委員長の報告は、趣旨採択すべきものであります。委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

○議長（橋井 満義君） 異議なしと認めます。したがって本陳情は委員長報告のとおり趣旨採択とすることに決定をいたしました。

次陳情第3号の質疑を行います。質疑はありますか。

井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 委員会での審議状況について今少しお聞きしたいと思います。少数意見が継続審査ということで、あと3名の方が採択ということで今お聞きしましたけれども、少数意見の留保の確認はなさっているのでしょうか。

日吉津村議会の会議規則第76条には、委員長の報告について少数意見がある場合は申し出れば、この本会議でも意見が発表できるというかたちになっておりますけれども、少数意見の留保については確認されましたでしょうか。あるいは申し出等がありましたでしょうか。この点まず、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（橋井 満義君） 井藤議員、少数意見の留保という内容の部分をもう少し解説願えませんか。

○議員（8番 井藤 稔君） ちょっと、条文読んでみましょうか。

○議長（橋井 満義君） はい、朗読して下さい。

○議員（8番 井藤 稔君） 少数意見の留保ということで、第76条でございます。委員は委員会において少数で破棄された意見で他に出席委員1人以上の賛成があるものはこれを少数意見として留保することができるとなっております。第2項で前項の規定により、少数意見を留保したものがその意見を議会に報告しようとする場合においては、簡明な少数意見報告書を作り委員会の報告書が提出されるまでに、委員長をへて議長に提出しなければならないということになっております。この少数意見の留保の申請があったのでしょうかという意味合いでございます。

○議長（橋井 満義君） 委員長いかがですか。あったか、なかったかで。

○総務経済常任委員長（4番 加藤 修君） 継続調査を主張されたのは、議長さんですので、ありません。

○議長（橋井 満義君） 井藤議員。

○議員（8 番 井藤 稔君） 審査の状況について少し聞かせていただきたいと思います。あの、今回は組織犯罪に対する大元の法律の一部改正という内容のものであったと思いますが、一部改正の内容は検討されましたでしょうか。

実は本日閣議決定されるような、まだそういう段階で本日閣議決定予定だという状況でございました。何によってその一部改正の内容をされたのか、あるいはされなかったのか、このことについてお聞きしたいと思いますし、それから今回資料添付されております日本弁護士連合会名義の意見書がございました。これは陳情者の方が添付されたものでございますけれども、共謀罪の創設に反対する意見書の内容について、委員会の中で検討されましたでしょうか。といいますのは、陳情書本体は本当に短い文章でしか書いてございません。そこに添付されておる意見書、この方が添付された日弁連の意見書は、内容は確認されましたでしょうか。

この2点についてお聞かせ願えたらと思います。

○議長（橋井 満義君） はい、加藤委員長。

○総務経済常任委員長（4 番 加藤 修君） 意見書の内容については、審議はいたしております。

委員会が5名おまして、委員長としては発言はできませんので、ここでちょっとわたしの個人的な意見ですけれども、審議した中での発言をさせていただきますが、共謀罪の創設について当初は、テロ等の文言はない法案でありました。対象は広いものでありました。この中にテロ等の文言を入れ、676 から 277 に絞りテロ対策に限定した法案であり、先ほど言われましたとおり本日閣議決定をされます。

世界各地でテロが多発している現在において、国民の生命、財産を守るためにわたしは必要不可欠な法案であると考えます。創設反対の意見書を見ても、この意見書を上げるべきでないわたしは考えております。ただ、3 名の方が採択をされましたので、委員長としては採択という報告をさせていただきました。以上です。

○議長（橋井 満義君） 井藤議員。

○議員（8 番 井藤 稔君） ありがとうございます。あの、もう一点お聞きしたいと思います。この日弁連のついておりました資料は5年前のものです。作成が5年前のものです。もうずいぶんそれから年月がたっております。今回の陳情の内容に沿ってない部分もありはしないだろうかというわたしは懸念もあります。これ多分検討されてないということですので、これ以上あえて申しませんけれども、そういうことがあるということ、一つ承知していただけたらと思

ます。終わります。

○議長（橋井 満義君） 以上で井藤議員の質問を終わります。ほかにありませんか。

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論については委員長報告に対し、反対賛成の順に行います。

まず、委員長報告に対し、反対の討論はありませんか。

松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） 9番、松田です。わたしは陳情第3号の委員長報告採択に対し、反対の立場で討論いたします。

この陳情はテロ等組織犯罪準備罪の創設に反対する陳情書であります。まず、テロ等組織犯罪準備罪であります。これは組織的な犯罪の処罰及び犯罪囚役の規制等に関する法律で、重大な犯罪の共謀を犯罪として処罰されることをいいます。日本の刑法では数人が犯罪を共謀し、その内の一部の者が犯罪を実行した場合、実行を分担しなかった者など2人以上の者が共同して犯罪を実行し、責任を取ることを共謀共同正犯というそうですが、これは組織的かつ重大な犯罪が計画段階で発覚しても、複数人が合意して内乱を計画する内乱陰謀罪など、個別の構成要件に該当しない限り処罰することができず、したがって、強制捜査もすることもできません。

このようなことで、国連では2000年に国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約で、重大な犯罪の共謀や資金洗浄、マネーロータリングそして司法妨害など犯罪とする法整備を改正して、組織的な犯罪の共謀罪を創設する提案が採択されました。

ここで注目すべきは、今年2月に行われました時事通信の世論調査によりますと、テロ等準備罪を組織的犯罪集団として認定したことに対し、賛成は66.8パーセントで反対の15.6パーセントを大幅に超えております。このことは世界中が恐れているテロに対して、その対策を国民が求めている強い意識が背景にあることがわかります。

政府は2020年の東京オリンピック、パラリンピックを控え2000年に国連総会で採択された国際組織犯罪防止条約を提携したい考えであります。この条約は重大犯罪の共謀共犯とすることを義務づけており、政府はすでに187カ国が条例を締結しているとしております。問題はG7の中で国際組織犯罪防止条約の締結をしていないのは日本だけであり、国際社会として強調してテロを含む組織犯罪と闘うためには、この条約を締結する必要が不可欠であります。この必要性は国連に加盟している国のほとんどが国際組織犯罪防止条約を批准していることから共謀罪に関し、日本は後進国とも言われております。

最後に今ここで一番重要なことは IS が日本を名指していると言われております。テロに対しての組織犯罪を防止するためにも日本も国際協調をとらないといけないと思います。以上のことから、テロ等準備罪はどうしても成立しなければなりません。以上委員長報告の採択に対し、反対討論といたします。皆様のご賛同よろしく申し上げます。

○議長（橋井 満義君） つぎ、委員長報告に対し、賛成の討論はありませんか。

河中議員。

○議員（1番 河中 博子君） 1番、河中博子です。わたくしは陳情3号テロ等組織犯罪準備罪つまり、共謀罪の創設に反対する陳情について総務経済常任委員会委員長の採択に同意、陳情原案に賛成の立場で討論を行います。

わたくしが陳情に賛成する主な理由は、一つ政府はテロ防止関連諸条約を批准するためには、共謀罪を制定する必要があるといいますが、日本には必要とされる法律がすでにあり、あらたにテロ等準備罪を設ける必要はないこと。

二つ、日本の刑法では既遂処罰が原則であり、刑罰の対象となる犯罪行為をしない限り人は処罰されることはありません。政府の目論んでいる共謀罪は、その犯罪を犯したものを罰する刑法の基本原則を根底から覆し、憲法が保障する市民の表現、思想、内心の自由を大きく侵害して、監視社会に繋がる恐れがあること。

三つ、この法案は共謀という目に見えない犯罪を広い範囲で監視する必要から、国民のプライバシーを侵害する恐れがあり、市民生活を委縮させる。また、報道するジャーナリズムの機能を失わせ、知る権利を侵害する。すなわち民主主義を崩壊させる危険があることです。

安倍首相は今年2月段階で、共同通信社の単独インタビューの中で、共謀罪を入れた組織的犯罪処罰法の改正案を成立させなければ、テロ対策のために各国と連携する国際組織犯罪防止条約が締結できないし、2020年東京オリンピック、パラリンピックが開催できないと語りましたが、これは明らかに詭弁です。

国際組織犯罪防止条約、パレルモ条約は、2000年11月15日国際連合総会で採択されて、日本も署名し、2003年には国会で承認されましたがいまだに批准に至っておりません。この条約を批准するために、あらたに国内法の整備が必要かといえはそうではなく、この条約の第34条には締約国は自国の国内法の基本原則にしたがって必要な措置をとるとされています。つまり、刑法の基本原則は変更しなくても、また広い範囲の刑罰に共謀罪を新設しなくても国際条約は批准できると条文に書かれているのです。

では、日本では共謀罪、予備罪、未遂罪がなくてテロ犯罪に対して不十分なのでしょうか。わかりにくいのですのでちょっとフリップを使って説明させていただきます。

日本の刑法の基本原則は既遂、既遂です。しかし、重大な犯罪につきましては、それで不十分ですので、未遂、つまり犯罪に着手したがこれを遂げなかったもの、そしてさらに犯罪の実行からは遠い予備罪や共謀罪も処罰できるようになっています。その数は70余りにのぼります。

本日閣議決定されましたテロ等準備罪を含む組織的犯罪処罰法は、これを277の罪に拡大して共謀罪を処罰できる法案です。実質的には組織犯罪集団による重大な犯罪につきましては、未遂以前に処罰することができ、条約の批准は十分に可能となっていますので、この上さらに277もの共謀罪を新しく作る必要はありません。

政府は過去3度にわたって共謀罪法案の成立をはかってきました。そのたびごとに法案のねらいが暴露され、また法案の不備が指摘されて反対の世論に押し返されてきました。今回テロ等防止法という名前を付け、オリンピックの成功が危ういといえれば国民が納得すると考えて、恐ろしい共謀罪を通そうとしているのです。

麻生副総理は2013年7月29日、東京都内で開かれたシンポジウムで、ある日気付いたらワイマール憲法がナチス憲法に変わっていた。誰も気づかなかった。あの手口に学んだらどうかと発言、世界から批判の声を浴びあわてて訂正する始末でしたが、本音を漏らしたんだと受け取られています。なぜなら、一連の政治的な手法はヒトラーの大衆煽動術の要点に基づいていると感じられるからです。つまり、大衆は愚か者である。同じ嘘は繰り返しなんども伝えよ。人は小さな嘘より、大きな嘘に騙される。大衆を発狂させたままで置け、考える間を与えるな。都合の悪い情報は一切与えるな。都合の良い情報は拡大して伝えよなど、これが有名なヒトラーの大衆煽動術です。

国会答弁で政府は同じ言葉を何度も繰り返し答弁して、議論が深まらないのにイライラする場面がよくありますが、都合の悪い情報は一切与えるなど手法であり、同じ答弁を繰り返す効果が愚かな大衆に感じせるためなのだと思います。

さらにこの法案の恐ろしいところは、捜査機関によって盗聴をはじめ、個人のプライバシーの監視が広範に行われかねないということです。共謀罪は個人個人の合意や相談といった形にならないものを処罰するため、その証拠の収集には捜査機関による盗聴やメール、SNSなどの監視が大手を振ってまかり通る可能性が高くなります。これは憲法で保障されている思想、良心の自由、心境自由、表現の自由、集会・結社の自由、通信の秘密などに抵触することになりかねません。

また、威力業務妨害罪にも共謀罪が設定されるため、市民や学生らの反政府デモなどにも弾圧が強まるに違いないと思われます。このことがとりもなおさず憲法を壊すことにほかなりません。

このたびの共謀罪についても、安倍内閣はテロを防止するため一般の方には関係ないと答弁していますが、治安維持法のことを思い出してみてください。1925年大正14年治安維持法が成立した当時も、政府は今回と同様に一般人は無関係と宣伝していました。ところが実際は社会主義者だけでなく、良心的な一般市民、宗教家まで及び逮捕者数数十万人、送検されたもの7万5000人。

〔「河中議員、あの、討論の途中でよろしいんですが、もう少し簡潔にお願いできませんでしょうか。」と呼ぶものあり。〕

はい、わかりました。

ほかに虐殺、拷問、虐待など多くの犠牲者を生み出したことは周知のとおりです。この改正案の中にはきわめて重要なことがさりげなく書かれています。たとえば、ただし、実行に着手する前に自首したものはその刑を軽減または免除する。つまり犯罪を共謀して下見などその準備をした後でも、自首すれば許してもらえるのです。むしろ、全員が打ちそろって自首しないだろうから自分だけが助かり、ほかのメンバーをおとし入れることになります。スパイや密告が横行する暗黒の社会になります。

最後にこの共謀罪について世論調査が行われています。結果はばらばらですけれども、朝日新聞は説明の文書に政府は、過去3回廃案になった共謀罪の法案の内容を改め、組織的な犯罪について準備の段階から取り締まるテロ等準備罪を設ける法案を今の国会に提出する方針です。この法案に賛成ですか、反対ですかと尋ねると賛成44パーセント、反対25パーセントという結果が出たことがあります。

一方日本テレビでは政府は共謀罪の趣旨を含んだテロ等準備罪を設ける法案を今の国会に提出する方針です。犯罪の計画段階で処罰の対象となることに対して、人権侵害や捜査機関による乱用のおそれがあるとの指摘もあります。あなたはこの法案に賛成ですか、反対ですかと尋ねると賛成33.9パーセント、反対37.0パーセントと反対が多くなるのです。つまり共謀罪の内容を具体的に説明したアンケートでは反対が多くなっており、政府の説明をそのまま用いたアンケートとの違いが表れております。

刑事法研究者たちは武力行使をせずに交渉によって、平和的に物事を解決していく姿勢を示すことが有効なテロ対策ですとし、日本弁護士連合会、鳥取県弁護士会、法律家団体連絡会ほか多

数の団体が共謀罪の創設に反対の意見書を出しています。

金田法務大臣は質問を報じる文章を作り、指示していました。行政府が立法府に介入し、議員の質問を封じ、9条改憲に突き進もうとしています。自分の身は自分で守る、自分を大切にし、人も大切にする。憲法の大切さと戦争をしない平和な日本を守るためこの陳情を採択していただきますよう、衷心よりお願いいたしまして、わたくしの原案賛成の討論といたします。

終わります。

○議長（橋井 満義君） はい、ほかに討論はありませんか。

井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 8番、井藤でございます。陳情第3号、委員長報告は採択でしたが、これに反対、原案反対の立場で討論させていただきます。

まず、テロは何かということについて考えてみていただきたいと思います。本当にさまざまな形態がございます。日本人による国内での犯行がございます。また、日本人による国外での犯行もあります。また、外国人による日本内での犯行もあります。それから日本人と外国人の共謀による国内、国外での犯行があります。また外国における日本人被害の犯行などもあります。このように本当にさまざまな形態があります。これをいかに防いでいくのかということになるかと思います。

また犯行の背景や動機も本当にさまざまであります。先ほど区分け、いろいろな形態ということではいわゆる犯罪を犯す人の主体、あるいは犯行場所等によっていろいろあるということを申し上げましたけれども、具体的な犯罪についてちょっとお話ししてみたいと思います。少し思い起こしていただきたいと思います。日本人による国内での犯行がまずは先ほど申しましたようにございます。

あさま山荘人質事件、オウム真理教による地下鉄サリン事件などがございます。ほかにもさまざまございます。それからつぎに日本人による国外での犯行、日本赤軍によるテリアビブのロッド空港での乱射事件がございます。24人の人が亡くなっておりまして、96人の重軽傷者があったと、このように聞いております。それからつぎに外国人によるわが日本国内での犯行がございます。例で申し上げますと、金大中拉致事件がございます。韓国の8人目の総理大臣になられたといわゆる金大中さんが、日本のホテルに宿泊中拉致されました。韓国のKCIAによる犯行だということまではわかっております。また、外国による発生で日本人の人が被害にあわれておるテロ事件もあるわけでありまして、2001年だったと思いますが、9.11同時多発テロがございました。こ

こでも 24 人の方が尊い命失われております。また、先日までございましたけれども、イスラム過激派による日本人拉致殺害事件がっております。湯川遥菜さんと後藤健二さんという方が立て続けに逮捕されてみすみす殺害されております。これはまだまだ、皆さん記憶に新しいこととかと思います。

以上申しましたように、本当にさまざまです。これに対して日本は対応はできていない。あるいは、国際的に連携が取れていないというのが実態だと思います。あまり日本のことあるいは外国のことばかり言うておってもいけませんので、鳥取県内のことについて話してみたいと思います。鳥取県内ではテロ事件はありませんか。わたしは同僚議員の皆さんに聞いてみたいと思います。昭和 47 年に旗ヶ崎の松江総合銀行米子支店で発生しました赤軍派による銀行強盗事件がありました。先般わたしも現場の方に入ってみましたけれども、もう建物もありませんでした。これは本当に大きな事件に発展する前、いわゆる M 作戦ということで、マフィア作戦と彼らが名打ってやっとしたテロ事件であります。中国に亡命して革命拠点を設けようということでその資金を画策、取るために銀行を攻撃して金を集めようとしたという事件でございました。

それから昭和 52 年、あります。松本京子さんが拉致された事件であります。これはまさに国家犯罪です。国家によるテロ事件であります。鳥取県内にもこのようにしてあるわけです。ですから、よそのことではありません。やはり、われわれの場所はですね、われわれでやはり守っていくという覚悟が必要かと思います。

特徴としましてはね、テロ事件は一度発生しますと被害が大変大きくなります。また、法制度が異なる外国が絡みますと対応がきわめて困難になります。発生の防止など本当におぼつかなくなります。現在マレーシアにおいて捜査中の金正男殺害事件、これなどを考えていただければよくわかるのではないかとこのように思います。

そこでわたしは改正が必要だというその理由と必要性について少しお話ししてみたいと思います。平成 12 年の 11 月に国連の総会で一層効果的に国際的な組織犯罪を防止し、及びこれと闘うための協力を推進しようということを目的に国際組織犯罪防止条約が採択され、すでに発行となっております。先ほど同僚議員からお話しがあったとおりであります。この条約は国際組織犯罪対し策上、共謀罪の犯罪かはっきり明記することを条約加入の条件としております。

しかし、わが国の現行法では組織的な犯罪集団が関与する重大な犯罪テロなどの重要な犯罪を共謀の段階で処罰する規定がございません。国連加盟国といっしょにテロと戦う状態にないということがいえると思います。この組織犯罪集団への参加の犯罪化ということでこの国際連合条約

の第5条にも明記されております。ですから日本政府が入らないじゃなくて、そのいわゆる法の整備がまだ届いていないということであろうかと思えます。

先ほど同僚議員からもありましたように、国連加盟国が現在世界で193カ国あります。この条約に加盟しておるのはその中のすでに187カ国であります。残り6カ国の中に日本も入っているという状態です。こういう状況を皆さんどのように考えられますでしょうか。すでにあるわが国の法体系でも対応が可能ないように陳情者もそのように言われておりますが、先ほど紹介のあった共謀共同正犯などは刑事法のいろはだとわたしはこのように思います。要は共謀共同正犯はある共謀は判例上認められております共犯の理論の一片であります。事件が立憲されて初めて適用されるものであります。今回のケースとはまったく異なります。共謀罪が犯罪化され、日本にその共謀罪に罰則規定が設けられ同じように罰則の関係のある関係国に必要な情報が提供できたり、また情報を得たりということで今後国際協力を基盤として、防止対策を推進していく必要が不可欠であります。罪刑法定主義の原則からいって、共謀罪の犯罪の公正の厳格化は当然であります。このことは現在の国会の中でもずいぶん討論がなされております。現在国の方で検討されております。一生懸命検討されておると、このように判断しております。

結論を申し上げます。今回の改正はあくまでもテロ等の組織犯罪を防止するための整備であります。陳情者の市民生活を委縮させる憲法が保障する市民の表現内心の自由を大きく侵害し、監視社会に繋がるというような弁法は、特別な意図がないとしたらまったくの取り越し苦労だとわたしはこのように考えます。法律にレッテルを張り、検討もしないまま現在の情勢を放置することは簡単ですけれども、非常に無責任すぎるとわたしはこのように考えます。

添付の日本弁護士連合会の意見書は、先ほど5年前の物だということを申し上げました。その中では現に現状の刑法態勢で対応できる批准を求められると、得られるということが書いてありますけれども、批准をするのは国連加盟国全体のことであります。その理解が得られて初めて批准ということになるかと思えます。国での審議状況も確認しないまま、この点については先ほど委員長報告にあったとおりでございます。

採択することはやはりわたしは日吉津村議会として、たとえ日吉津村議会としても無責任極まりないとこのように思います。わたくし自身は必要な法的整備と考えますが、いままで申し上げましたとおりでありますが、現在閣議に出されたというまだその段階でございます。今後さらに審議がおこなわれていることを考え最低限やはり継続審査とするのが妥当であろうと、このようにわたしは考えております。

以上、申し上げたとおりでございます。同僚議員の理解と協力、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（橋井 満義君） ほかに討論はありませんか。

討論がないようですので、討論を終わります。

これから陳情第3号を採決いたします。本陳情に対する委員長の報告は採択すべきものであります。よって、委員長報告のとおり本陳情を採択することに賛成の方の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（橋井 満義君） 起立多数と認めます。したがって、陳情第3号は委員長の報告のとおり採択することに決定をいたしました。

日程第4 議案第2号

○議長（橋井 満義君） 日程第4、議案第2号専決処分の承認を求めることについて、（平成28年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第7回））を議題といたします。これから討論を行います。

討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（橋井 満義君） 討論がないようですので、討論を終わります。これから議案第2号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

○議長（橋井 満義君） 異議なしと認めます。したがって、議案第2号は原案のとおり承認されました。

日程第5 議案第3号

○議長（橋井 満義君） 日程第5、議案第3号日吉津村長の給与の特例に関する条例についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（橋井 満義君） 討論がないようですので討論を終わります。これから議案第3号を採決をいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（橋井 満義君） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第4号

○議長（橋井 満義君） 日程第6、議案第4号日吉津村行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（橋井 満義君） 討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第4号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（橋井 満義君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第5号

○議長（橋井 満義君） 日程第7、議案第5号日吉津村農業委員会の委員の定数に関する条例についてを議題としますが、提出者から議案の修正について申し出がありますのでここで提出者から説明を求めます。

村長。

○村長（石 操君） 本議会に提案しております議案第5号の日吉津村農業委員会の委員の定数等に関する条例について、原案で引用しております農業委員会等に関する法律の根拠条例に一部誤りがありました。

これは議案質疑の際に議員からご指摘をいただいたものでございまして、提案議案では第3条中の法第17条第1号の規定に基づきということで提案をさせていただいておりますが、ご指摘がありましたように、これは訂正をさせていただかなければならない部分でございまして、法第17条第1項第1号の規定ということに当該部分を修正のうえ改めて提案をさせていただくものであります。

不手際をお詫びいたしますとともによろしくご審議をたまわりますようお願いをして、修正提案の理由とさせていただきます。以上です。

○議長（橋井 満義君） ただいま説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（橋井 満義君） 質疑がないようですので質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（橋井 満義君） 討論がないようですので討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（橋井 満義君） 異議なしと認めます。したがって議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第6号

○議長（橋井 満義君） 日程第8、議案第6号日吉津村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（橋井 満義君） 討論がないようですので討論を終わります。これから議案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（橋井 満義君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第7号

○議長（橋井 満義君） 日程第9、議案第7号日吉津村公聴会参加者等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（橋井 満義君） 討論がないようですので討論を終わります。

これから議案第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

○議長（橋井 満義君） 異議なしと認めます。したがって議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第8号

○議長（橋井 満義君） 日程第10、議案第8号日吉津村個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（橋井 満義君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[異議なし]

○議長（橋井 満義君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第9号

○議長（橋井 満義君） 日程第11、議案第9号日吉津村非常勤職員及び臨時的任用職員の任用等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（橋井 満義君） 討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第9号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」]

○議長（橋井 満義君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 9 号は原案のとおり可決されました。

日程第 12 議案第 10 号

○議長（橋井 満義君） 日程第 12、議案第 10 号日吉津村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（橋井 満義君） 討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第 10 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（橋井 満義君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 10 号は原案のとおり可決されました。

日程第 13 議案第 11 号

○議長（橋井 満義君） 日程第 13、議案第 11 号日吉津村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（橋井 満義君） 討論がないようですので討論を終わります。

これから議案第 11 号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（橋井 満義君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 11 号は原案のとおり可決されました。

日程第 14 議案第 12 号

○議長（橋井 満義君） 日程第 14、議案第 12 号日吉津村長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（橋井 満義君） 討論がないようですので討論を終わります。

これから議案第 12 号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（橋井 満義君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 12 号は原案のとおり可決されました。

日程第 15 議案第 13 号

○議長（橋井 満義君） 日程第 15、議案第 13 号日吉津村教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（橋井 満義君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第 13 号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋井 満義君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 13 号は原案のとおり可決されました。

日程第 16 議案第 14 号

○議長（橋井 満義君） 日程第 16、議案第 14 号日吉津村特別会計条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（橋井 満義君） 討論がないようですので討論を終わります。これから議案第 14 号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（橋井 満義君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 14 号は原案のとおり可決さ

れました。

日程第 17 議案第 15 号

○議長（橋井 満義君） 日程第 17、議案第 15 号日吉津村税条例等の一部を改正する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（橋井 満義君） 討論がないようですので討論を終わります。これから議案第 15 号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（橋井 満義君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 15 号は原案のとおり可決されました。

日程第 18 議案第 16 号

○議長（橋井 満義君） 日程第 18、議案第 16 号日吉津村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

江田議員。

○議員（江田 加代君） 6 番、江田です。議案第 16 号日吉津村国民健康保険税条例の一部を改正する条例に反対の立場で討論いたします。

この度の国民健康保険税条例の改正では、所得割が 0.3 パーセント、一人当たり均等割額が 13.6 パーセント、一世帯当たりの平均割額が 17.6 パーセント引き上げとなります。国保の加入世帯の 31.6 パーセントが所得 33 万円以下ですので、減免の対象者です。7 割、5 割、2 割軽減後の平均割額、平等割額とも同率での引上げとなります。

所得が減少している中では、均等割額、平等割額の負担増は低所得者だけでなく中間所得層にとっても厳しいものになります。これまで保険税を払ったら医者代が払えない、保険税を払ったら生活費が足りないと何人かの方からお聞きしました。国民健康保険制度の構造から国保加入者にこれ以上の負担を求めることは、治療の中断、受診抑制が危惧されます。

経済力の弱い人に受診抑制が払がらないようにと国保税の引き上げに反対いたします。

以上、日吉津村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の反対討論といたします。ご賛同よろしくお願いいたします。

○議長（橋井 満義君） ほかありませんか。

山路議員。

○議員（7番 山路 有君） 7番、山路です。議案第16号日吉津村国民健康保険税条例の一部を改正する条例に賛成の立場で討論します。

そもそも保険とは加入者全員で支え合う制度であり、応分の負担をしなければ制度は成り立ちません。皆さんもご存じのとおりと思います。しかし国民健康保険被保険者の皆さんにおいては、低所得者の方が多いため、かずかずの減免制度で対応されています。また、村単独の税金も繰入れされ、被保険者の皆さんに無理のかからない施策がとられています。先ほど同議案に反対された議員、このような背景はわたくし以上に理解されているものと思っております。しかし村として、これ以上の対応、つまり税金投入は税の均衡という立場からも疑問を呈するところでありませぬ。

ここで少し村の置かれている現実と対応を述べ、賛成討論とさせていただきます。一言でいえば財政規模の小さいわが村において、医療費の伸びは危機的状況にあります。平成28年度決算見込みは当初予算4億4,000万に対し、本年2月時点の決算見込みは5億600万円、当初予算に対し6,000万円増、15パーセントの伸びとなっています。また、被保険者の方からいただく保険税収が6,800万円、村の繰入れ一般会計全体で6,500万円の繰入れ、皆さんからいただく保険税と村からの繰入金が肩を並べる状況となっています。

その大きな要因は、医療費の伸びにほかならず、一月の費用額が過去に例のない3,000万から3,500万円が目につくところとなり、不足するところは村の税金で補うことが多くなってきています。村の繰入金6,500万円の内、村単独の繰入金は約4,900万円です。この額は被保険者780人のみなさん一人当たり6万3,000円近くを税金で補助したこととなります。このような背景があり、村の国民健康保険会計が過去の例のない総額5億円を突破する時代となってきております。

このたび上程されました税制改正により、一人当たりの調定額は平成28年度10万9,252円から、平成29年度11万7,774円8,522円、7.8パーセントの引き上げということでもあります。多分にこの程度、つまり28年度が当初予算に対して15パーセントの伸びをしています。これに対して、平成29年度の税制改正で7.8パーセントの税率アップでしかないため、不足することは確実という現実があります。

最後になりますが、一年後の平成 30 年度から国民健康保険制度が県一本化となります。現状でくわしくはわかりませんが、県としての基準額が定まり結果的に皆さんの保険税が大幅に上がることは確実です。日吉津村国民健康保健運営協議会としては、わたしも委員の 1 人として入っておりますけれども、保険者である日吉津村長に激変緩和措置等に対応していただき、被保険者の皆さんに、大きな負担増にならない努力をしていただくよう提言しております。付け加えます。

以上議案第 16 号日吉津村国民健康保険税条例の一部改正に賛成の立場で討論いたします。皆さんのご賛同をよろしくお願いします。

○議長（橋井 満義君） ほかに討論はありませんか。

ほかにないようですので討論を終わります。

これから議案第 16 号を採決いたします。本採決にあたっては、起立により行います。原案に賛成の方の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（橋井 満義君） 起立多数と認めます。したがって議案第 16 号は原案のとおり可決されました。

日程第 19 議案第 17 号

○議長（橋井 満義君） 日程第 19、議案第 17 号日吉津村特別医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（橋井 満義君） 討論がないようですので討論を終わります。これから議案第 17 号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（橋井 満義君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 17 号は原案のとおり可決されました。

日程第 20 議案第 18 号

○議長（橋井 満義君） 日程第 20、議案第 18 号日吉津村公共下水道使用料の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（橋井 満義君） 討論がないようですので討論を終わります。これから議案第 18 号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（橋井 満義君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 18 号は原案のとおり可決されました。

日程第 21 議案第 19 号

○議長（橋井 満義君） 日程第 21、議案第 19 号平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 8 回）についてを議題といたします。これから討論を行います。討論はありませんか。

三島議員。

○議員（5 番 三島 尋子君） 5 番、三島です。わたくしは議案第 19 号平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 8 回）に反対の立場で討論いたします。

補正予算に反対する理由は、平成 29 年度一般財団法人うなばら福祉事業団に対する債務負担行為が提出されていることについてであります。

これは提案のとおり認めることができないという立場でございます。債務負担行為は地方自治法 214 条に定められ、予算の内容の一部として議会議決によって設定されるものであります。債務負担行為には限度額を定めることになっておりますが、うなばら荘の場合予算調整様式の備考の 2 に、限度額の金額表示の困難なものについては当該欄に文言で記載することができるということ进行い、毎年度限度額を定めない債務負担行為が提案されております。

29 年度においても、損失赤字が見込まれた場合、全額を税金で負担するという提案でございます。たしかに一般財団法人を設立するにあたって、役場、日吉津村から 300 万円の拠出をしております。であるからこそ、損失額 100 パーセントを住民が負担しなければならないという状況も生まれてまいります。これは重く受け止めて、住民へ十分なる説明をしなければならないことあります。

28 年度決算も決まっていない時点で、28 年度の 3,000 万円の赤字補てんをし、29 年度の事業計画、予算も示されない中で新年度の債務負担行為を決めることは、住民に対して説明を十分に

果たしているとはいえません。住民皆さんの血税をどう生かすか、十分に検討する部分だと考えております。

わたくしはこれまで一般質問や議案質疑等において、一般財団法人うなばら福祉事業団について意見を述べてまいりました。法人法の改正により、うなばら荘を一般財団法人として設立するにあたって、法人法、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律によって、解散する自由が決められておるということを申し上げました。第 202 条第 2 項、2 年連続して貸借対照表の純資産額が、300 万円未満となった場合解散すると定めていることも申し上げましたけれども、意に介されず、村長は役場が解散としなければ解散にならないと答弁をされました。

以後、現在までうなばら荘への補てん額は 7,538 万円、28 年度の赤字補てんをすれば 1 億を超えます。6 年連続しての赤字経営について、議会としてどう対処するのか、今回正念場を迎えておるとわたくしは捉えております。

今回の反対するに至った主な点について申し上げます。住民に対し、説明責任を果たしていないこと。23 年度から 27 年度まで、5 年間で 7,500 万円もの村税を補てんしています。この度の補てん額 3,000 万円を加えると 1 億を超えます。村のシンボルということではすまされないことではないでしょうか。真の経営改善が図られているかということをお願いしたいと思います。赤字補てんのたびに職員一丸となって改善を図るとの答えであります。職員だけでできることはありません。理事長、経営者の企業経営方針は示されていますでしょうか。

次に、企業経営の専門家による経営改善策は考えられないのかということもこれまで申し上げてまいりましたが、現在までそれには至っておりません。社会情勢から、今遅くなった感がありますけれども、今こそ企業経営の専門家による経営改善が必要と考えます。

次に 29 年度風呂を改修されることになっております。先般全協説明がありまして、50 日間休業するとの説明を受けました。この間の経営事業計画は示されておりません。工事は西部広域行政管理組合が行いますが、この間の業務補償はどのようになっていますでしょうか。計画が立てられておらない中では示されておりません。企業の事業計画は文章とは別に数字で表示し、達成度を把握、確認し、日常業務にあたることだと考えております。市町村共済組合指定となったことをどう生かすのかなど事業計画には上がっておりません。

また、一般財源である村民税は、28 年度決算見込で当初予算から 3,300 万円の減額、そして 29 年度予算を見ますと 4,000 万円の減収と予算が上がっております。先ほど国民健康保険についての討論がありましたけれども、国民健康保険と一般財団法人への支援とは少し意味が違うのでは

ないかととらえております。皆さんはいかがお考えでしょうか。うなばら荘は事業を開始以来、地域に一定の貢献をしてまいりました。しかし、現社会情勢等を考えますと、わたしがいままで申しあげました事由等により、今後の経営のあり方に納得しがたいところが多くあります。

よって、債務負担行為に限度額を定めないことは認められません。平成 28 年度一般会計補正予算に反対の討論といたします。皆さんの賢明なる判断で賛同いただきますようお願いいたします。

○議長（橋井 満義君） ほかありませんか。

景山議員。

○議員（景山 重信君） 2 番、景山です。議案第 19 号平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 8 回）について賛成という立場で討論させていただきます。

施策ではいろんな施策が行われています。子育て支援、防災減災等と村民の気持ちとなって行政執行されていますことは本当に高く評価をしております。ただ、わたしの 3 点ということで苦言を申し上げさせてもらって、より良い施策となることを望んで賛成討論とさせていただきたいと思っております。

一番目は、28 年度当初予算では、小規模農家支援事業が農家住民の営農継続増進にはつながらない。水稻 7,500 円等に対して、施策を講ずるべきだと反対討論をさせていただきました。

今回 14 日、5 日だったと思いますけれども、予算審査の時に支援事業の申請は現時点では 2 件のみの申請だとありました。行政は本当に何をしてるのかなあと思ったところです。もっと広報しろと、お客様住民の気持ちを思えば、50 万円の予算を付けたならば、何人位の申請がなされると当然察するべきことです。二人でいいんですかと言いたいです。誠意のない行政機関と思ったところです。

ちょっと視点を変えて見ますと、アスパルの総会の時の説明では、1,000 万以上の売り上げのある方もある中で、50 万円未満の出荷者は 69.7 パーセントにも達する現状です。いかに小規模農家の出荷が多いのか、今回で初めて確認をしたところで、もっともっと小規模農家の手当てが必要だと感じたところです。行政はしっかり広報して、農家の励みになるような施策を講じてほしいと思っております。

二点目としてチューリップの委託料マイナス 38 万円の補正も、受託者、小作者がない結果です。地球温暖化の影響で 40 年以上も前から栽培が困難となってきています。努力しても増殖ができない事実があります。ならば村の花チューリップを維持したいと村民に訴えられれば良いと申しました。かならずや村民の理解は得られるはずだと思っております。

三番目に、補正の争点となりましたうなばら荘というのは、昭和 49 年に西部広域行政管理組合老人休養ホームとして営業を始めて、村のシンボルとして村民の憩いの場として存在感を示し、日吉津村にはなくてはならない施設です。法人制度改革にともなって、一般財団法人へ移行し、消費税の納税義務が新たに発生するなど、きびしい経営状況のところですよ。

何といても高齢者福祉目的の施設であり、営利目的であってはならないので経営上むずかしい側面も持ちあわせているものです。債務負担行為で指摘のありましたことなんですけれども、債務負担行為の金額の設定は事業の趣旨に鑑み、国、地方公共団体でも村と同様に金額を設定しない例も少なくありません。わたくしたち議員も含めて全村民の努力を結集すればかならず目標に達成します。かぎりなく黒字に近づける努力をしましょう。

先日の行財政部会で、現状での経営状況やうなばら荘現場の努力目標が示されました。先ほど計画が示されていないとありましたけれども、3月27日だったでしょうか理事会をもって決定をし、説明するとありました。2カ月間の休館期間のセールス活動も含めて明るい材料を見つけてほしい。なんといても基本は現場をあずかる職員の努力が必要であります。かくごして努力をしてくださいとお願い、訴えたところでもあります。苦言ばかりを申し訳なく思います。

以上でわたしの討論とし、執行機関の努力も十分に認めて承知をして、総括をして賛成討論したいと思います。

よって、28年度一般会計補正予算(第8回)に賛成の立場で討論させていただきました。議員各位のご賛同をよろしくをお願いをいたします。

○議長(橋井 満義君) ほかに討論はありませんか。

ほかにないようですので討論を終わります。

これから議案第 19 号を採決しますが、この採決は起立により行います。原案に賛成の方の起立を求めます。

[起立多数]

○議長(橋井 満義君) 起立多数と認めます。したがって、議案第 19 号は原案のとおり可決されました。

日程第 22 議案第 20 号

○議長(橋井 満義君) 日程第 22、議案第 20 号平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第3回)についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（橋井 満義君） 討論がないようですので討論を終わります。これから議案第 20 号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（橋井 満義君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 20 号は原案のとおり可決されました。

日程第 23 議案第 21 号

○議長（橋井 満義君） 日程第 23、議案第 21 号平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 回）についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（橋井 満義君） 討論がないようですので討論を終わります。

これから議案第 21 号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（橋井 満義君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 21 号は原案のとおり可決されました。

日程第 24 議案第 22 号

○議長（橋井 満義君） 日程第 24、議案第 22 号平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 回）についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（橋井 満義君） 討論がないようですので討論を終わります。これから議案第 22 号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（橋井 満義君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 22 号は原案のとおり可決さ

れました。

ここで暫時休憩に入ります。再開は3時40分から再開をいたします。

午後 3時26分 休憩

午後 3時40分 再開

日程第25 議案第23号 から 日程第29 議案第27号

○議長（橋井 満義君） 再開いたします。休憩前に引き続き議案を審議いたします。討論・採決を行います。

お諮りいたします日程第25から日程第29まで予算審査特別委員長の審査報告ですので、一括議題としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（橋井 満義君） 異議なしと認めます。したがって日程第25、議案第23号平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算について、日程第26、議案第24号平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計予算について、日程第27、議案第25号平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計予算について、日程第28、議案第26号平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計予算について、日程第29、議案第27号平成29年度鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計予算についてを一括議題といたします。

本5議案については、本会議において予算審査特別委員会に審査を付託しておりますので、予算審査特別委員長から審査経過と結果の報告を求めます。

松本予算審査特別委員長。

○予算審査特別委員長（松本 二三子君） 予算審査特別委員長の松本です。予算審査特別委員会での審査報告をさせていただきます。平成29年3月21日、日吉津村議会議長橋井満義様、予算審査特別委員長松本二三子。

委員会審査報告書、本委員会に付託された事件は審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。議案第23号平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算は、全会一致で原案可決となりました。議案第24号平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計予算は賛成多数により原案可決となりました。議案第25号平成29年

度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計予算は賛成多数で原案可決となりました。議案第26号平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計予算は、全会一致で原案可決となりました。議案第27号平成29年度鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計予算は全会一致で原案可決となりました。

審査の経過をお伝えします。一般会計では、平成29年度一般会計当初予算は総額で前年度より9,911万1,000円増額の24億2,536万9,000円です。歳入では、村税が昨年度より4,055万2,000円の減となっていますが、これは村民税の法人2,720万5,000円、固定資産税の783万8,000円、村たばこ税の556万5,000円分の減収が主な要因です。歳出の主なものは、公有財産購入費の3億3,161万1,000円、ふるさと納税からの夢はぐくむ村づくり基金繰入金は児童館、保育所、子育て支援センター、図書館、小学校での財源となっています。また今回は郡、県陸上大会用児童ユニフォームも購入されます。引続いての新築住宅利息助成、あらたな在宅育児サポート助成、スクールソーシャルワーカー活用事業、生活支援コーディネーターを配置するなどの介護保険事業、単身世帯の村営住宅建設の設計委託等、各世代への配慮もなされていることも評価して全会一致で可決すべきとなりました。

国民健康保険事業勘定特別会計では、歳入歳出の総額は前年度より5,929万1,000円増の4億9,955万6,000円で、保険税が前年度とくらべ54万4,000円の減となっていますが、これは一般被保険者では362万8,000円の増となっているのに対し、退職被保険者の人数が63人から39人に減少し、308万4,000円の減となっているためです。今年度も新規の入院件数が増加するなど医療費増が見込まれ、30年度からの国保制度の改正に向け、適正な被保険者負担と財源確保の観点から今定例会においては、一人当たり7.8パーセントの保険税の引き上げが提案されています。低所得者に負担が集中する保険税の平等割、均等割の引き上げは承認できないという意見もありましたが、一般会計より昨年より1,055万1,000円増の5,670万6,000円が繰入れされていることを評価して賛成多数で可決すべきとなりました。

後期高齢者医療特別会計、予算額は前年度より167万4,000円増の4,192万1,000円です。運営主体は県全体での広域連合であり、村では窓口業務や保険料徴収事務を行っています。保険税の減免特例が一部縮小される保険税の引き上げは承認できないという意見もありましたが、他市町に比べ徴収に努力されていることを評価して賛成多数で可決すべきとなりました。

公共下水道事業特別会計は、予算総額は前年度より4,081万6,000円減の1億3,201万7,000円です。村内の下水道整備を進めてきた結果、現在の水洗化率は96パーセントを超えました。今

年度中には使用料の改定を含めた軽減措置の検討を行うとの方針ではありますが、下水道使用料 10 パーセント削減も引き続き実施することを評価して前回一致で可決すべきとなりました。

鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計は、歳入歳出の総額は 69 万 4,000 円です。鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会共同設置規約に基づき西部町村内で 2 年ごとに、弁護士、大学教授等で構成される審査会の事務を担当します。平成 29 年から 30 年度は日吉津村で諮問により適正な事務の遂行に寄与します。共同設置で行うことで統一的な対応をすることもでき、効率的に事務ができることに期待して前回一致で可決すべきとなりました。

まとめとしまして、予算審査を行うにあたり議員 10 名で構成された予算審査特別委員会では、2 日間にわたり各課長等からの説明を受け、疑問に思うところは質問し意見を出し合いながら本日の審査報告に至りました。その中で的確な説明をされ、とくに決算時に議会より出した付帯意見にもきちんとした回答をされた課がありました。議員一同やる気も出て、スムーズに予算審査が行われたことをここに報告いたします。各課への委員会での審査内容は添付した別紙をご覧くださいと思います。終わります。

○議長（橋井 満義君） 以上報告が終わりました。本 5 議案は議員全員で構成する予算審査特別委員会に審査を付託しておりましたので、この際質疑がないものとし討論を行います。討論については各議案ごとに行います。

まず、議案第 23 号の討論を行います。討論は反対、賛成の順に行います。まず反対の討論はありませんか。

賛成の討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（橋井 満義君） 討論がないようですので、討論を終わります。これから議案第 23 号を採決します。本議案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[[異議なし] と呼ぶものあり]

○議長（橋井 満義君） 異議なしと認めます。したがって議案第 23 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第 24 号の討論を行います。討論の順序については以下同様に反対討論、賛成討論の順に行います。討論はありませんか。

江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） 6番、江田です。議案第24号平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計予算、反対の立場で討論いたします。先ほど議案第16号日吉津村国民健康保険税条例の一部を改正する条例に反対する立場で討論をいたしました。

平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康事業勘定特別会計予算は、その条例に連動する予算編成になっています。わたくしが行った議案第16号の反対討論をもって、平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計予算に対する反対討論とさせていただきます。以上終わります。

○議長（橋井 満義君） 次、賛成討論はありますか。

山路議員。

○議員（7番 山路 有君） 失礼いたします。7番、山路です。議案第24号平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計予算、先ほどの委員長報告を支持し、賛成の立場で討論いたします。討論内容は先ほどの議案第16号日吉津村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の賛成討論の中で、現状とその対応について述べさせていただいたところですが、一言申し添え、賛成討論とさせていただきます。

冒頭申し上げたいことは、平成29年度主要施策を着実に実行し村の健康づくり、ひいては医療費の削減に結び付けていただきたいということであります。医療費の支出は結果であり、予防に全てがかかっているということを再度ここで申し上げたいと思っております。議員の一人として、また国民健康保険運営協議会の一人として、平成29年度事業全面的に応援しますから、行政、担当課一丸となって健康な村日本一を目指してほしいと、小自治体だからこそできる特異性を大いに活かしてほしいと思っております。

今取り組もうとしています健康ポイント制度、なんとか全村的な取り組みとして実施し、ポイントでいただける商品もすばらしいものと考えてほしいと、ふるさと納税のお返しを考えれば例えばウォーキングシューズ、スポーツウエア、これが5割安でも買えるとか、それだけの効果は健康ポイント制度で期待できるものと考えます。少し発想の転換をわたしは図ってほしいというふうに思っております。

なぜ、このような大胆なことを述べるかと言えば、平成28年度国保会計決算見込み、先ほど申し上げたとおり、総額5億600万円その内4,900万円を、村単独の税金から繰入れするわけであります。平成29年度予算では総額約5億円、その内の4,000万円は村単独税金から繰入れるわけであります。多分に4,000万どころではわたしは収まらないというふうに理解しております。

5,000万、6,000万円でも驚かない現実があります。

このように魅力あるポイント制度を実施すればまちの保健室、各種検診、研修会、そしてウォーキングも全村的な取組みとなります。ウォーキングされる方がますます増え、結果的に健康づくりに結びつきます。おのずと良い結果は出るものと考えます。本腰を入れて実施してほしいと、本当に心より思っております。定例会でふるさと納税の補正ではなく、ポイント増のための補正予算をする必要が生じたといえるぐらい盛んになってほしいというふうに考えます。全国自治体が目指す姿でないでしょうか。

以上の理由を申し述べ、議案第24号平成29年度国民健康保険事業勘定特別会計予算の賛成討論とします。皆様のご賛同をよろしくお願いします。終わります。

○議長（橋井 満義君） ほかに討論はありませんか。ほかにないようですので討論を終わります。

これから議案第24号を採決します。本採決にあたっては起立により行います。本議案に対する委員長の報告は原案可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（橋井 満義君） 起立多数と認めます。したがって議案第24号は委員長の報告のとおり可決されました。

次、議案第25号の討論を行います。討論はありませんか。

江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） 6番、江田です。議案25号平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計予算に反対の立場で討論いたします。後期高齢者医療制度は制度のスタート時、年齢を75歳で区切る理由がわからない。人間の心がわかっていない。完成がまったくない官僚がつくった机上の理論だなどと批判を浴びたのが終末期診療報酬を始め、年齢で差別する診療報酬体系と保険料の年金からの天引きだったと言われております。理不尽な発想に1万件を超える高齢者自身から不服審査請求があったといます。

一度決定された制度ですが、直後に一部撤回、凍結され法律どおりに実施されていません。しかし、施行直後円滑な運営をはかるために国費を投入して、本則に規定された保険料の軽減に上乘せをした軽減特例措置により現在まで制度が維持されてきました。

平成29年度予算は、その保険料の軽減特例を廃止するという国の方針を受けた予算編成になっており、会社員や公務員の扶養家族だった人のほかに、所得が低い人を対象に平成29年度、30

年度の2回に分けて保険料の引き上げを行うというものです。

保険料軽減の対象者は被保険者全体の約50パーセントを占めています。軽減特例が縮小、廃止されれば年金収入が主な生活手段になっている多くの高齢者の生活の実態に合わない負担を強いることになり、29年度予算を承認することはできません。

以上、平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計予算の反対討論といたします。

○議長（橋井 満義君） ほかに討論はありませんか。

山路議員。

○議員（7番 山路 有君） 7番、山路です。議案第25号平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計予算、先ほどの委員長報告を支持し、賛成の立場で討論いたします。

国民健康保険制度においても同様なことが言えますが、保険制度を維持するためには、加入者の皆さんが応分の負担をしなければ、当然のことですが制度を維持することはできません。皆さんのご存じのように、後期高齢者医療制度は75歳以上の方が基本として加入された独立した医療制度です。従来あった老人保健制度に変わり、平成20年4月からスタートしたものであります。

この制度の財源は、患者負担を除き一割を75歳以上の高齢者保険料で支払い、国民健康保険や被用保険者である現役世代からの支援金が4割、そして公費が5割で運営されております。先ほど1割が75歳以上の高齢者の負担と申し上げたところですが、その中でも所得金額に応じて7割、5割、2割と国民健康保険と同様の軽減措置がなされております。

確かに十分とはいえませんが、配慮がされていると思っております。また、ご存じのように同制度は鳥取県全体の広域連合で健全に運営され、市町村は保険料を納めるなど事務を行う仕事為主で、まあ企業でいうなら出先機関のような立場にあります。

この議案を認めないということになると、広域連合から離脱することとなり、高齢者医療が露頭に迷うこととなります。たしかに国の政策に左右され、その時々において加入する市町村、また被保険者の皆さんにおいて全てが満足の行く制度でないと思います。しかし、わたしたちが考えなければならないことは、今そこまで戦後の団塊世代が75歳を迎える時代がきています。同僚議員の討論にもありましたように、皆さんが意見を出し合って、より良い制度にすることが求められていると思います。

以上の理由を述べ、議案第25号平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療制度特別会計予算に賛成の立場で討論いたします。皆さんのご賛同をよろしく申し上げます。終わります。

○議長（橋井 満義君） ほかに討論はありませんか。

ほかはないようですので、討論を終わります。

これから議案第 25 号を採決いたします。本案は起立によって採決を行います。

本議案に対する委員長の報告は原案可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（橋井 満義君） 起立多数と認めます。したがって議案第 25 号は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第 26 号の討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（橋井 満義君） 討論がないようですので、討論を終ります。これから議案第 26 号を採決します。本議案に対する委員長の報告は原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

○議長（橋井 満義君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 26 号は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第 27 号の討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（橋井 満義君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第 27 号を採決します。本議案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

○議長（橋井 満義君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 27 号は委員長報告のとおり、可決されました。

日程第 30 議案第 28 号

○議長（橋井 満義君） 日程第 30、議案第 28 号日吉津村と鳥取県との間の地方公共団体における情報通信技術の共同化に関する事務の委託に関する規約の締結に関する協議についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（橋井 満義君） 討論がないようですので、討論を終わります。これから議案第 28 号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

○議長（橋井 満義君） 異議なしと認めます。したがって議案第 28 号は原案のとおり可決されました。

日程第 31 発議第 1 号

○議長（橋井 満義君） 日程第 31、発議第 1 号日吉津村議会基本条例についてを議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。

江田行財政・議会改革調査特別委員長。

○行財政・議会改革調査特別委員長（江田 加代君） 発議第 1 号、日吉津村議会議長橋井満義様。提出者日吉津村議会行財政・議会改革調査特別委員会委員長江田加代。日吉津村議会基本条例について上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 109 条第 6 項及び第 7 項並びに日吉津村議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出いたします。

提出の理由、日吉津村議会は日吉津村長とともに日吉津村民を代表する機関であり、二つの代表機関のそれぞれが異なる特性を生かして、村民の意思を代弁する責務を負っています。議会は村民に対して二元代表制の実効性を高めるため、議事機関として責務を常に自覚して最良の意思決定を行うことにより、村政の発展に寄与し、活動し続けなければなりません。

また、議会は、先人から受け継いだ歴史や伝統文化を構成に引き継ぐとともに、新たな時代を開く活力に満ちた村づくりを進めるため、創意工夫を重ね、村民の皆さんとともに地域の主体性を高めていかなければなりません。

以上議会としての使命を改めて明文化し、団体自治を確立するために上程するものです。

○議長（橋井 満義君） 説明が終わりました。提案者からの報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（橋井 満義君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

討論がないようですので、討論を終わります。

これから発議第1号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（橋井 満義君） 異議なしと認めます。したがって発議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第32 発議第2号

○議長（橋井 満義君） 日程第32、発議第2号日吉津村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。

山路議会運営委員長。

○議会運営委員長（山路 有君） 7番、山路です。発議第2号、平成29年3月21日、日吉津村議会議長橋井満義様。提出者日吉津村議会運営委員長山路有。日吉津村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び第7項並びに日吉津村議会会議規則第14条2項の規定により提出いたします

提出の理由、平成28年8月8日に提出された人事院勧告に基づき、特別職の職員の給与に関する法律の改正が行われました。これに伴い平成29年4月1日から議会議員に関わる期末手当の支給を0.1月引き上げるものであります。くわしくは別紙添付しておりますのでご覧いただきたいと思っております。以上で終わります。

○議長（橋井 満義君） ただいま説明が終わりました。この際質疑討論ないものとし、採決を行います。本発議は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（橋井 満義君） 異議なしと認めます。したがって発議第2号は原案のとおり可決されました。

日程第33 発議第3号

○議長（橋井 満義君） 日程第33、発議第3号テロ等組織犯罪準備罪（共謀罪）を創設をしない

よう求める意見書についてを議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。

加藤総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（加藤 修君） 総務経済常任委員長の加藤です。発議第3号日吉津村議会議長橋井満義様。提出者総務経済常任委員長加藤修。

テロ等組織犯罪準備罪（共謀罪）の創設をしないよう求める意見書の提出について、上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び第7項並びに日吉津村議会会議規則第14条第2項の規定により提出をいたします。テロ等組織犯罪準備罪（共謀罪）の創設をしないよう求める意見書（案）、内容についてはご一読下さい。地方自治法第99条に基づき提出します。平成29年3月21日、鳥取県西伯郡日吉津村議会。提出先内閣総理大臣、法務大臣、衆議院議長、参議院議長です。

○議長（橋井 満義君） 説明が終わりました。この際、質疑討論ないものとし、採決を行います。原案のとおり意見書を提出することに賛成の方の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（橋井 満義君） 起立多数と認めます。したがって発議第3号は原案のとおり意見書を提出することに決定をいたしました。

日程第34 議案第29号

○議長（橋井 満義君） 日程第34、議案第29号日吉津小学校屋内運動場空調整備（防災機能強化）設備工事請負契約についてを議題といたします。

本案は追加議案でありますので、提案者から提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（石 操君） ただいま議題となりました議案第29号の提案理由を申し上げます。この議案は日吉津村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づいて、工事請負契約を締結するため地方自治法第96条第1項第5号の規定によりまして本議会の議決をお願いをするものでございます。

まず、本契約は日吉津小学校屋内運動場空調整備の設備工事及び電気工事に関するもので、3月16日に5社による指名競争入札を行い、落札業者と17日に仮契約を締結いたしました。

そこで議案等29号でございますが、表題が日吉津小学校屋内運動場空調整備（防災機能強化）設備工事請負契約についてでございます。契約の目的はだぶりますけれども、日吉津小学校屋内

運動場空調整備（防災機能強化）設備工事でございます。契約の方法は指名競争入札で、契約の金額が6,480万円でございます。契約の相手方が、米子ガス産業株式会社代表取締役宇田川俊宏氏でございます。工期は本契約の翌日から平成29年9月29日までといたしております。

以上が議案第29号の提案概要の説明でありますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（橋井 満義君） ただいま、提案説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありますか。

三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 5番、三島です。質疑というほどのことではないと思いますが、この入札結果というのを付けていただいておりますが、この中に第1回目の入札額が書かれておりますね。これは消費税抜きということがありまして、上の方は消費税が入ってますけれども、この書き方ですけれども上の方に消費税内いくらというのは書かれないものでしょうか。ばつと、ここ見た時になんでこの6,000万と6400万というのがあるのかなっていうことを思った時、あっ消費税が入っていないんだということを思いました。ということをちょっと、よろしくお願ひします。

○議長（橋井 満義君） 松尾教育課長。

○教育課長（松尾 達志君） 三島議員のご質問にお答えいたします。入札結果ということで、応募、いわゆる札を入れられる時には消費税の関係で、税を抜いて出して下さいという決まりになっております。予定価格は税を入れたもので予定価格ということになっております。改札をする時には、入札比較価格ということで税をぬいたもので入札書と、いわゆる札と比較をするようになっております。

契約額は当然消費税が入ったものでここに公表する時に、内消費税はいくらだという表記はした方がわかりやすいじゃないかということですが、これはちょっと検討させて下さい。これは様式としてこうなっておりますので、以前からすでにいろいろと契約をして公表させていただいている、長年これでやってきておりますが、これについては担当課も踏まえてちょっと相談したいと思ひます。以上です。

○議長（橋井 満義君） ほかにありませんか。ほかにないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がないようですので、討論を終わります。

これから29号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（橋井 満義君） 異議なしと認めます。したがって 29 号は原案のとおり可決されました。

日程第 35 議案第 30 号

○議長（橋井 満義君） 日程第 35、議案第 30 号日吉津小学校屋内運動場空調整備（防災機能強化）電気工事請負契約についてを議題といたします。追加議案でありますので提案者から提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（石 操君） ただいま議題となりました議案第 30 号についての提案概要の説明を申し上げます。これは日吉津小学校屋内運動場空調整備（防災機能強化）電気工事請負契約についてでございます。日吉津村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、指名競争入札に付した日吉津小学校屋内運動場空調整備（防災機能強化）電気工事について、下記の通り請負契約を締結するため地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定によって、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的でありますけれども、だぶりますけれども、日吉津小学校屋内運動場空調整備（防災機能強化）電気工事でございます。契約の方法は指名競争入札でございます。契約の金額が 5,378 万 4,000 円でございます。契約の相手方につきましては、米子市旗ヶ崎 7 丁目 13 番地 12 号、栄和電気工事有限会社代表取締役金山福雄氏であります。工期が本契約の翌日から平成 29 年 9 月 29 日まででございます。

以上が議案 30 号の提案概要の説明でありますので、よろしく議決をいただきますようお願いいたします。

○議長（橋井 満義君） これから質疑を行います。質疑はございませんか。質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

討論がないようですので討論を終わります。これから議案 30 号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（橋井 満義君） 異議なしと認めます。したがって議案第 30 号は原案のとおり可決されました。

日程第 36 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（橋井 満義君） 日程第 36、総務経済常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題と
を議題とします。

総務経済常任委員長から、所管事務のうち会議規則第 75 条の規定により、お手元に配布しまし
た所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませ
んか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（橋井 満義君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会
中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 37 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（橋井 満義君） 日程第 37、教育民生常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題と
します。

教育民生常任委員長から、所管事務のうち会議規則第 75 条の規定により、お手元に配布しまし
た所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませ
んか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（橋井 満義君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会
中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 38 広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（橋井 満義君） 日程第 38、広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題と
します。

広報広聴常任委員長から、所管事務のうち会議規則第 75 条の規定により、お手元に配布しまし
た所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませ
ん

か。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（橋井 満義君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 39 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（橋井 満義君） 日程第 39、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から臨時議会を含む時期定例会までの議会運営について、会議規則第 75 条の規定により、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（橋井 満義君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（橋井 満義君） ここで暫時休憩をいたします。

午後 4 時 26 分 休憩

午後 4 時 40 分 再開

追加日程第 1 発議第 4 号

○議長（橋井 満義君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を行います。お諮りいたします。ただいま、提出者山路有議員並びに賛成者以下 4 名から所定の手続きを経て、発議第 4 号沖縄の声に共鳴して地方自治の堅持を日本政府に求める意見書の提出が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第 1 としてただちに議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（橋井 満義君） 異議なしと認めます。したがって発議第4号を日程に追加し、追加日程第1としてただちに議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第1、発議第4号沖縄の声に共鳴して地方自治の堅持を日本政府に求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

山路議員。

○議員（7番 山路 有君） 失礼します。7番、山路です。発議第4号平成29年3月21日、日吉津村議会議長橋井満義様。提出者日吉津村議会議員山路有、賛成者敬称を略させていただきます。景山、三島、江田、河中各議員が賛同者であります。沖縄の声に共鳴して地方自治の堅持を日本政府に求める意見書の提出について、上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び第7項並びに日吉津村議会会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

はぐっていただいて提出の理由について列記しておりますので、読ませていただきます。

戦後70年、いまだに米軍基地問題の揺れ動く沖縄県民です。一重に我が国の防衛主力基地として犠牲になってきた沖縄県と言っても過言ではありません。この間の県民の苦しみに報いるためにも陳情項目であります。一つ地方自治と団体自治を柱とする地方自治を堅持する。二つ目が沖縄県民の民意を尊重し、米軍基地建設計画を白紙に戻すこと。このことがこれまでの沖縄県民の苦しみに応えることであり、国会での慎重審議を求めるものであります。

次はぐっていただきますと、意見書として上げております。もう一枚最後裏をはぐっていただきますと、この内容で日吉津村議会として内閣総理大臣、防衛大臣、外務大臣に提出いたしたいと思っております。

以上で終わります。皆様のご賛同、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（橋井 満義君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。発議第4号の質疑を行います。

はい、井藤議員、質疑はいいですか。はい、ほかありませんか。

[質疑なし]

○議長（橋井 満義君） ほかにないようですので質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

はい、井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 8番、井藤です。最初の段階で陳情、反対と不採択の立場で意見を

述べさせていただきました。やはり、討議が十分になされておられません。委員長の報告でもそれは明らかであります。こういう形で議会の全体の意見ではありませんけれども、国に出すことは決してよくない、このようにわたしは考えております。

このように出すことによって、いわゆる沖縄の基地問題が逆に遠のく、このように感じております。これは先ほどと同じようなこととなりますけれども、それと民意というのが明らかに先の選挙の時期と、その後あった沖縄での選挙等を考えた場合には、はたして民意をくんだ措置かということを感じます。

また、意見でも申し述べましたように、行政訴訟の判決これについてはどのように理解されておりますでしょうか。判決でも、先ほども言いましたように出ております。本来対等、協力関係にある地方自治の精神からいわゆる解決策を合意することがいいんじゃないかということで、福岡高裁那覇支部、あるいは最高裁の上告棄却などからも出ております。こういうような状態で議会として、あるいはたとえ一部であったとしても、やはりこれは結果的には沖縄の基地問題を長引かせることになる。

いろいろあります。千葉県空港での開空反対、成田の開空反対などもありました。ああいうように本当に地方の意見がおかしな方向に流れていくという結果が、悲惨な状態に発展しておることがあります。今一度、本当に考え直していただきたいと、わたしはそのように思います。

実際に現在、防衛省のホームページ見ておられますか。オスプレイの関係、防災の関係、あるいは災害防災の関係、あるいは防衛の関係でオスプレイの分散配置もだんだんに現在検討されております。そういう中であって、やはり議会として出すのはあまりにもわたくしは勉強不足だ、現状認識が間違っていると、わたしはこのように思います。

以上、わたし反対の討論をさせていただきました。

○議長（橋井 満義君） つぎ、賛成討論はありませんか。

山路議員。

○議員（7番 山路 有君） 7番、山路です。発議第4号に対して、村政の立場で討論をいたします。先ほど同僚議員の中から、発議に対して反対討論されたわけですがけれども、議会の総意でないということは、これはこの議場で賛成多数で意見書を出すということに決定したわけで、これは議会の総意であると、間違いなく日吉津村議会の総意であると、それが議会の当然の姿であるというふうに思います。

あと2点目が、議員の勉強不足と軽く言われるんですけれども非常に失礼な言葉であり、きょ

うはテレビ放映もなされている中で、非常に議員としては傷つく言葉であるというふうに思っております。以上、内容でわたしはこの発議に対して賛成の立場で討論いたします。

以上で終わります。

○議長（橋井 満義君） ほかに討論はありませんか。

ほかにないようですので、討論を終わります。

これから発議第4号を採決いたします。この本案の採決は起立によって行います。

本発議は原案のとおり意見書を提出することに、賛成の方の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（橋井 満義君） 起立多数と認めます。よって、発議第4号は原案のとおり意見書を提出することに決定をいたしました。

○議長（橋井 満義君） 以上で、本定例会の会議に付議された議案はすべて議了いたしました。

これをもって、会議を閉じ平成29年第1回日吉津村議会定例会を閉会いたします。

午後4時56分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために署名する。

議 長

署名議員

署名議員